

# 所得税の還付申告相談

所得税の確定申告相談会場を、東上パールビル（川越駅西口徒歩1分）地下1階及び三芳町役場3階会議室に開設します。

## 今回の還付申告相談対象者は？

次の控除を受ける予定のある人が対象となります。

- ① 医療費控除
- ② 住宅借入金等特別控除（増築、認定長期優良住宅の新築等、住宅借入金を連帯債務、ローンの借り換えおよびマイホームを譲渡された人は除く）
- ③ 寄附金控除
- ④ 中途退職後、年末調整が済んでない人、または公的年金等の所得のみで、社会保険料などの控除を受ける人

原本（住所氏名が変わった場合は住民票の写し）◆印鑑◆預金口座番号がわかるもの（申告名義人に限る）◆ボールペンと計算用具

- ◆医療費の領収書 ◆社会保険・共済組合等から補てんされた給付額がわかるもの ◆生命保険会社等から支払われた入院給付金等がわかるもの
- ◆住宅借入金等特別控除
- ◆住民票の写し ◆家屋・土地の登記事項証明書 ◆住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ◆請負契約書・売買契約書等で取得価格のわかる書類の写し
- ◆寄附をした際の領収書
- ◆中途退職後、年末調整が済んでない人、または公的年金等の所得のみで、社会保険料などの控除を受ける人
- ◆昨年支払った社会保険料・生命保険料・地震保険料の控除金額を証明できる書類

## 相談会場・日時は？

下段の表1をご覧ください。役場と東上パールビル（川越駅西口徒歩1分）で行います。役場で行う相談は地区によって日程が異なりますのでご注意ください。

## 問い合わせは？

川越税務署申告案内コールセンター ☎(235) 9411  
三芳町役場税務課住民税係 ☎(132) 134  
FAX (274) 1050



東上パールビル案内図  
※川越駅西口徒歩1分。駐車場はありません。

表1：申告相談日時・会場

期日	地区	受付時間	会場	相談できる控除内容
2月10日(金)～3月7日(水)	町内全域	午前9時～11時 午後1時～3時	東上パールビル 地下1階	①医療費控除 ④中途退職後、年末調整が済んでない人、または公的年金等の所得のみで、社会保険料などの控除を受ける人
2月9日(木)	上富・北永井	午前9時～11時 午後1時～4時	役場3階 会議室	①医療費控除 ②住宅借入金等特別控除 ③寄附金控除 ④中途退職後、年末調整が済んでない人、または公的年金等の所得のみで、社会保険料などの控除を受ける人
2月10日(金)・13日(月)	藤久保			
2月14日(火)	竹間沢・みよし台			

※土・日・祝日は除きます。午前の相談開始時間は9時30分からです。  
※混雑の状況により、午前中に受付しても相談が午後になる場合があります。  
※標記された以外の受付はできませんので、川越税務署で申告してください。

## 年金受給者申告説明会と申告説明会を行います

期日	地区	受付時間	会場
2月6日(月)	上富 北永井 竹間沢 みよし台	午前9時～11時 午後1時～4時	役場3階 会議室
2月7日(火)	藤久保	午前10時～正午 ※受付は午前9時30分～10時	藤久保公民館

### 川越税務署と町では、年金収入のみの人を対象に確定申告書の書き方についての説明会を行います

【対象者】平成23年中の収入が年金収入だけの人  
【持ち物】◆印鑑・ボールペン・計算用具 ◆平成23年分の公的年金等の源泉徴収票 ◆生命保険・地震保険・社会保険料控除証明書等 ◆申告者本人の口座番号のわかるもの（還付金が発生した場合） ◆送付された申告書※平成22年度分以前の申告は受けられません。  
☎ 税務課住民税係 ☎(132)～(134)

## 公的年金等に係る雑所得がある人へ～所得税の確定申告不要制度創設～

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告の提出は不要となりました。

※上記に該当する人であっても、住民税の申告は必要です。

※上記に該当する人であっても、たとえば東日本大震災による雑損控除や医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができます。

※上記に該当する人であっても、たとえば上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

☎ 申告案内コールセンター ☎235-9411

## 川越税務署から申告に関するお知らせ

所得税の確定申告は、自分で書いてお早めに！

### 白色申告の人は収支内訳書の添付が必要です



#### 事業所得、不動産所得、山林所得のある人は注意

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で、確定申告書を提出する人は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

用紙は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。

事前にできるだけ内訳書に自分で記入し、早めの提出と納税にご協力ください。

☎ 申告案内コールセンター ☎235-9411

### 新たに課税事業者となった個人事業者の人へお知らせ



#### 消費税及地方消費税の確定申告と納税をお忘れなく

消費税の納税義務が免除される課税期間の基準期間（前々年）における課税売上高の適用上限は、1千万円です。個人事業者の場合には、平成21年分の課税売上高が1千万円を超える事業者の人は、消費税及び地方消費税の確定申告と納税が4月2日(月)までに必要です。

なお、申告書は、できるだけ自分で作成し、早めの提出と納税をお願いします。

☎ 申告案内コールセンター ☎235-9411

## 所得税の確定申告をしなければならぬ場合とは？

次の条件を満たす場合をしなければなりません。自身が該当するか確認して、確定申告漏れのないように注意しましょう。

- ① 事業をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成23年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額をもとに算出した税額が配当控除額を超えるとき
- ② 給与所得者で、給与収入が2千万円を超えるときや、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるときなど



問い合わせ  
川越税務署申告案内コールセンター  
☎(235) 9411

## 所得税の確定申告とは？

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などと過不足を精算する手続きです。  
※日本国内に住所を持っている、又は現在まで引き続いて1年以上上居住がある人は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。

